

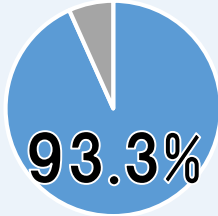
望まない受動喫煙から子どもたちを守り、すべての人が健やかに暮らすまちへ

# 受動喫煙防止条例

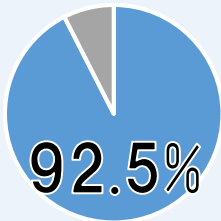


がスタートします！

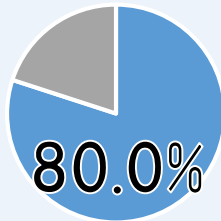
喫煙による健康への  
悪影響を  
認識している人



多数の人が利用する公共的な空間の  
受動喫煙対策に賛成する人



路上での喫煙をやめて  
ほしいと考えている人



■平成30年5月に実施した「受動喫煙および路上喫煙に関する  
市民アンケート」の主な結果  
(20歳以上の市民3,000人を無作為抽出し、アンケートを郵送。1,135人から回答)

**た**ばこの煙には**70種類以上の発がん性物質**が含まれています。また、たばこの先端から出る副流煙には主流煙（喫煙者が吸う煙）に比べ数倍の発がん性物質が含まれているため、**受動喫煙により様々な病気にかかるリスクが高まる**ことが明らかになっています。

四條畷市では、受動喫煙等に関するアンケート結果により、市民、とくに自分の意思でたばこの煙を避けることが難しい**子どもを守り、市民の健康づくりや子育てしやすいまちづくりを推進**するため、平成30年12月に受動喫煙防止条例を制定いたしました。

## 1 路上喫煙を全面禁止



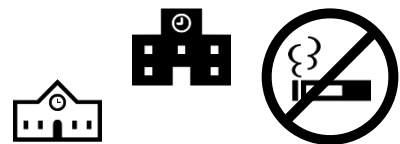
公園などを含む路上喫煙を禁止します。また、駅周辺など**路上喫煙重点禁止区域内の喫煙者に対しては、罰則(1,000円の過料)が規定**されています。  
\*罰則の適用は**令和元(2019)年10月1日**からです

## 3 対象を加熱式たばこまで拡大



世界保健機関等の見解を踏まえ、紙巻きたばこに加えて加熱式たばこも本条例の規制対象として扱います。

## 2 公共的施設の敷地内(一部は建物内)はすべて禁煙



市の施設に限らず、主に子どもが出入りする民間の認可保育園等も喫煙規制の対象となります。  
\*多世代が利用する公共的施設では、敷地内から離れた場所に**特定屋外喫煙場所**を設置することができます。  
\***特定屋外喫煙場所以外での喫煙も路上等と同様に罰則対象**となります

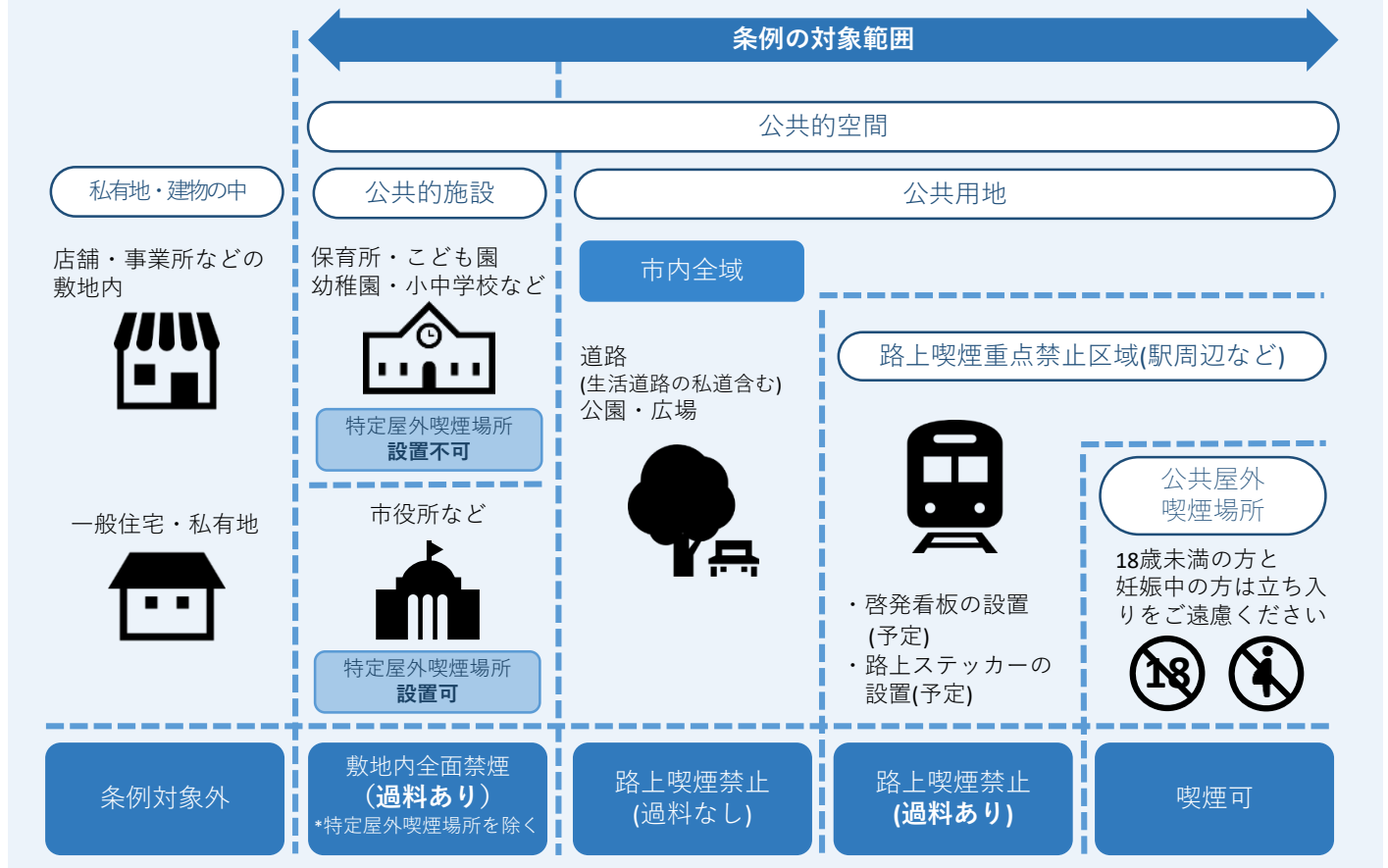
## 4 受動喫煙防止宣言の事業者を応援



条例の理念に賛同される企業や事業所に「受動喫煙防止宣言認定証(仮称)」を発行し、認定事業者は市のホームページでも公表します。

条例のポイント

<参考 条例の対象範囲>



Q&A

Q1. なぜ、道路や公園も全面禁煙になったのですか？

A1. たばこの煙には、多くの有害物質が含まれています。駅前など人通りの多い場所だけでなく、通学路、公園などあらゆる場所で受動喫煙を防ぐため、市内すべての道路、公園などを禁煙としました。

Q2. 加熱式たばこは副流煙が出ないので、受動喫煙は起こらないのではないですか？

A1. 加熱式たばこは副流煙は出ませんが、喫煙者の吐く息（呼出煙）からニコチンなどの発がん性物質が出ています。WHOや日本呼吸器学会の研究報告では、呼出煙からの有害物質について、むしろ通常の紙巻きたばこより多いものもあるとされています。以上のことから、加熱式たばこも規制対象に含めました。

Q3. 道路や公園での喫煙は、すべて罰則対象ですか？

A3. とりわけ人通りの多い駅前周辺などの3ヶ所を路上喫煙重点禁止区域として指定します。これらの場所で喫煙を発見した場合には指導員が注意し、それでもやめない場合、罰則対象となります。条例の趣旨をご理解いただき、公共屋外喫煙場所・特定屋外喫煙場所などをご利用ください。

すべての人が健やかに暮らせるまちづくりのため、ご理解とご協力をお願い致します。

禁煙を考え始めた方へ

禁煙外来医療費助成制度

四條畷市では、健康保険を利用した禁煙外来での治療を希望する方を対象に、禁煙達成時に医療費の一部を助成しています。(\*初回受診前に保健センターへの事前申請が必要です)

対象：健康保険を利用して禁煙治療を受ける20歳以上の市民

定員：100名(先着順)

助成額：診療費・薬剤費の1/2(100円未満の端数切り捨て)

※上限額：10,000円

事前申請受付期間：令和元(2019)年5月15日～11月29日(金)

受動喫煙防止条例・禁煙外来医療費助成制度についてのお問い合わせは

四條畷市立保健センター (tel 072-877-1231) または

市のホームページ(<http://www.city.shijonawate.lg.jp/>)内で [受動喫煙防止条例](#) または [禁煙外来 助成](#)